

【概要】水質汚濁防止法に基づく排水規制について

令和 7 年 3 月 24 日
環境省水・大気環境局
環境管理課 環境汚染対策室



水質汚濁防止法では、汚水又は廃液を排出する施設を**特定施設**と定義し、特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）からの排水に対して排水基準を設定している。

特定施設の例：

- ・鉱業等の用に供する施設
- ・畜産農業等の用に供する施設
- ・各種食品製造業等の用に供する施設
- ・林業等の用に供する施設
- ・パルプ製造業等の用に供する施設
- ・医薬品製造業等の用に供する施設
- ・セメント製品製造業等の用に供する施設
- ・鉄鋼業、非鉄金属製造業等の用に供する施設
- ・他、各種製造業の用に供する施設
- ・旅館業、飲食店、洗たく業、写真現像業、病院、科学技術研究施設
- ・廃棄物処理場
- ・下水道終末処理施設、共同排水処理場

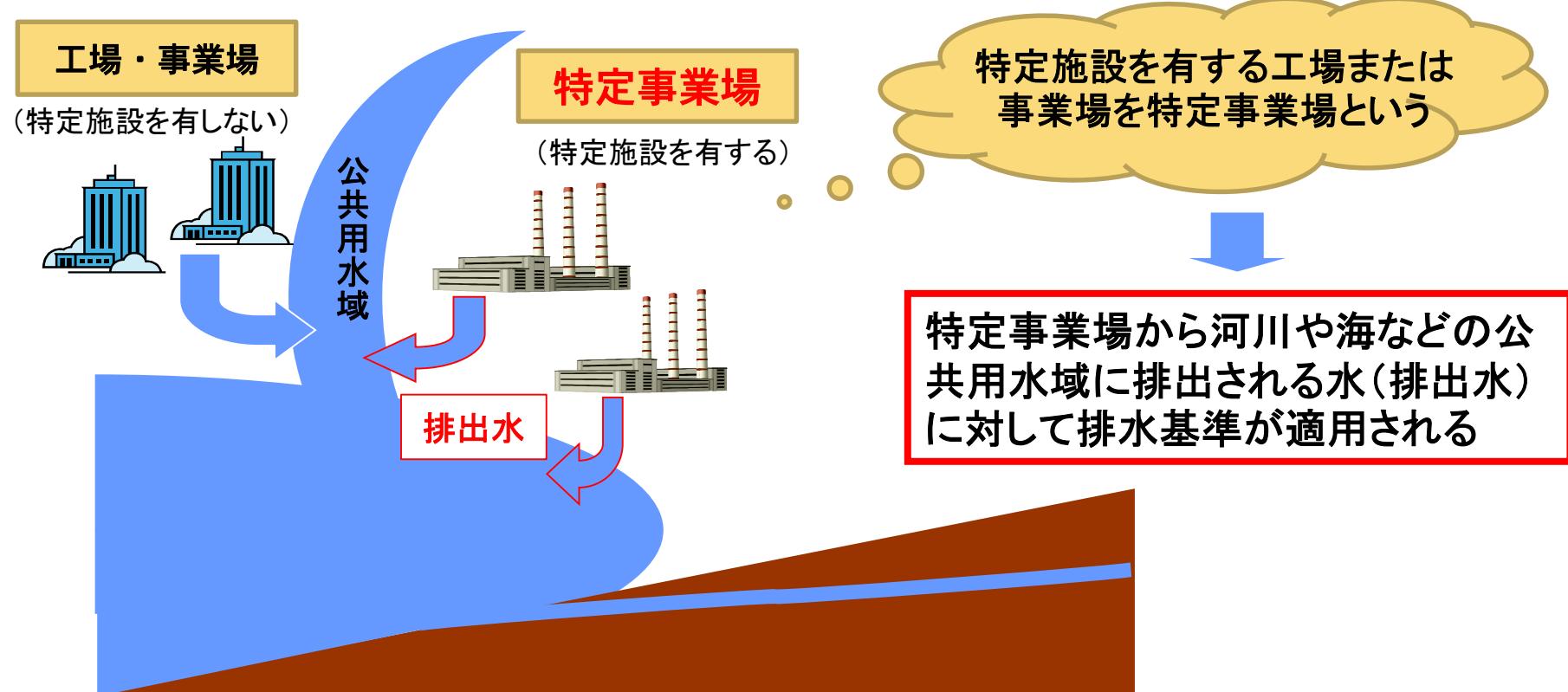
など



R5年度末時点で
約26万事業場が
規制対象

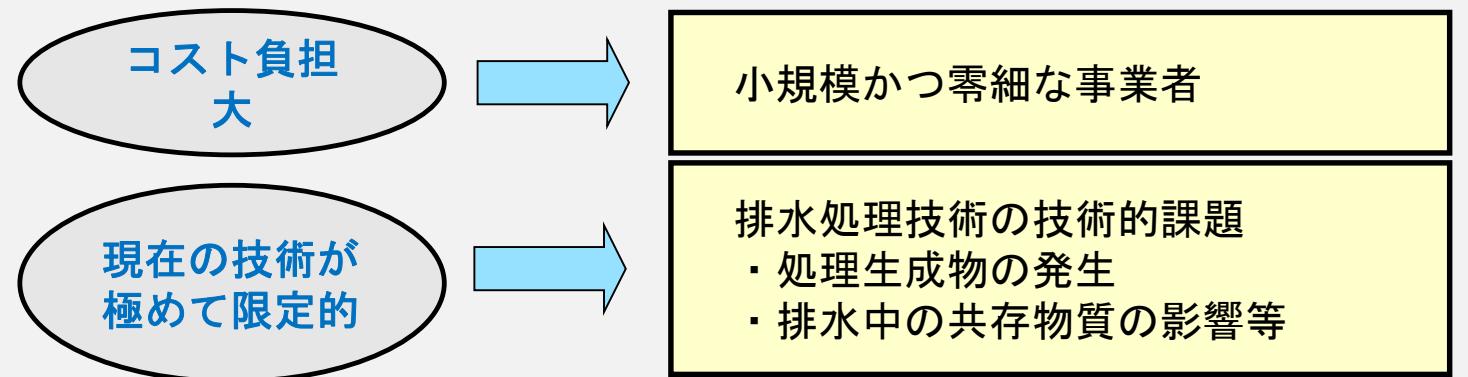
※個別の施設の特定施設への
該当性は地方自治体が判断

- 水質汚濁防止法の排水規制は、全国の特定事業場に対して、一律の排水基準（一律排水基準）を設定している。



水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準

- 排水規制の強化・追加項目設定等に伴い、一般排水基準への対応が技術的に困難な一部の業種については、暫定的に、緩やかな基準値（暫定排水基準）を时限つきで認めている。



経過措置として、現時点において現実的に対応可能な暫定排水基準値を業種ごとに設定。

各業界が一般排水基準達成に向けた技術開発・施設導入のインセンティブ

暫定排水基準値は、技術開発の動向、工場等からの排水の排出実態等を的確に把握しつつ、検証、見直しが行われる。

(参考) 水質汚濁防止法に基づく一般排水基準

有害物質（健康項目）	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアノ化合物	1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海域230 mg/L
ふつ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L※
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8-8.6 海域5.0-9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質量 (SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3000個/ml
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
燐含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

備考：生活環境項目の排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が
50 m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

※ アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量